

介護施設等の人員配置および設備基準等

- 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（29人以下特別養護老人ホーム）

要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護・相談および援助・その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話などを行います。

※ 以下の基準は抜粋です。詳細は、「函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年函館市条例第 21 号）」および「函館市地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 25 号）」を参照してください。

（人員配置基準）

人員	配置基準（ユニット型）			
(1) 施設長	<ul style="list-style-type: none"> 常勤で 1（管理上支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可） 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者またはこれと同等以上の者 			
(2) 医師	<ul style="list-style-type: none"> 入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数 			
(3) 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> 常勤で 1 以上（サテライト型は常勤換算で 1 以上） 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者またはこれと同等以上の者 			
(4) 介護職員・看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 総数：常勤換算方法で入所者 3 人に対し 1 人以上 昼間 ユニットごとに 1 人以上 夜間および深夜 2 ユニットごとに 1 人以上 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 			
	<table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">介護職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 人以上は常勤（地域密着型特別養護老人ホームのみ） </td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">看護職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームは常勤換算で 3 以上 地域密着型特別養護老人ホームは 1 以上 1 人以上は常勤（サテライト型は常勤換算で 1 以上） </td> </tr> </table>	介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 人以上は常勤（地域密着型特別養護老人ホームのみ） 	看護職員
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 人以上は常勤（地域密着型特別養護老人ホームのみ） 			
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームは常勤換算で 3 以上 地域密着型特別養護老人ホームは 1 以上 1 人以上は常勤（サテライト型は常勤換算で 1 以上） 			
(5) 介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 1 以上 常勤専従（入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事可） 			
(6) 栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 1 以上 			
(7) 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 1 以上（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者） 当該施設の他の職務に従事可 			
(8) 宿直	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤者とは別に必ず配置※ （夜勤職員配置加算が算定できる体制にあり、かつ夜勤者のうち 1 以上の者を夜間における防火管理の担当者として指名している施設を除く） 			
(9) 調理員、事務員その他	<ul style="list-style-type: none"> 適当数 			

※昭和 62 年社施第 107 号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(設備基準等)

○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

○その他

設備・備品等	基準 (ユニット型)
(1) 介護居室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員：1人 (サービスの提供上必要と認められる場合は2人) ※1ユニットの定員はおおむね10人以下とすること ※共同生活室に近接して一体的に設けること <ul style="list-style-type: none"> a 当該共同生活室に隣接している b 当該共同生活室に隣接していないが、aの居室と隣接している c その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている ・床面積は内法で10.65㎡以上とすること (2人部屋は21.3㎡以上) ・ブザーまたはこれに代わる設備を設けること
(2) 共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積は「2㎡×ユニットの入居定員」以上を標準とすること ・他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること ・車いすが支障なく通行できる形状が確保されていること ・簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい
(3) 浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が入浴するのに適したものとすること ・居室のある階ごとに設けることが望ましい
(4) 洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとか共同生活室ごとに適当数を設けること ・要介護者が使用するのに適したものとすること
(5) 便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとか共同生活室ごとに適当数を設けること (居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設ける場合は2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。) ・ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること
(6) 医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること ・入居者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること
(7) 廊下幅	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームは、片廊下1.8m以上、中廊下は2.7m以上 ・地域密着型特別養護老人ホームは、片廊下1.5m以上、中廊下は1.8m以上 ・ただし、廊下の一部を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、いずれもこれによらないことができる。 ※「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室等、入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。

※ ユニットおよび浴室は3階以上の階に設けてはならない。ただし、3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上 (屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上) 有する場合はこの限りでない。

(介護報酬)

1日につき (単位)

要介護1	625
要介護2	691
要介護3	762
要介護4	828
要介護5	894

加算

個別機能訓練加算 12単位/日
 看護体制加算 4～23単位/日
 夜勤職員配置加算 18～46単位/日
 介護職員処遇改善加算
 所定単位数の2.64～5.9%相当の単位/日 等

3 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

※ 以下の基準は抜粋です。詳細は、「函館市地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 25 号）」を参照してください。

（人員配置基準）

人員	配置基準	
(1) 代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者 ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」修了者 	
(2) 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに常勤専従（管理上支障がない場合は、当該施設のその他の職務または同一敷地内にある他の事業所・施設等・併設する事業所の職務に従事可） ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 ・「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者 	
(3) 介護従業者 (ユニットごと)	日中	常勤換算方法で利用者3人に対し1人以上
	夜間・深夜	夜勤職員（宿直勤務を除く）を夜間・深夜の時間帯を通じて1以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上は常勤 	
(4) 計画作成 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットごとに保健医療または福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識・経験を有し、「実践者研修」また「基礎課程」を修了している者を配置（利用者の処遇に支障がない場合は、そのユニットの他の職務に従事可） ・1人以上は介護支援専門員であること ・介護支援専門員でない者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者とする 	

（定員等）

○共同生活住居の数：1または2（用地確保が困難等の場合は3とすることも可）

○共同生活住居の入居定員：5人以上9人以下

(設備基準等)

○居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備その他非常災害に際して必要な設備，その他
利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること

○その他

設備・備品等	基準
(1)介護居室	定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人）
(2)居室の床面積	7.43㎡以上
(3)居間・食堂	同一の場所とすることができる。
(4)立地場所	家族等との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から，住宅地等に立地すること

(介護報酬)

(Ⅰ) 1ユニット 1日につき (単位)

要支援2	755
要介護1	759
要介護2	795
要介護3	818
要介護4	835
要介護5	852

加算

夜間支援体制加算(Ⅰ)	50単位/日
夜間支援体制加算(Ⅱ)	25単位/日
初期加算	30単位/日
医療連携体制加算	39単位/日
認知症専門ケア加算	3~4単位/日
サービス提供体制強化加算	6~18単位/日

(Ⅱ) 2ユニット以上 1日につき (単位)

要支援2	743
要介護1	747
要介護2	782
要介護3	806
要介護4	822
要介護5	838

介護職員処遇改善加算

所定単位数の3.68~8.3%相当の単位/日

4 地域密着型特定施設入居者生活介護（29人以下介護専用型有料老人ホーム等）

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などの介護専用型特定施設で、要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事や日常生活上の世話、機能訓練等を行います。

※ 以下の基準は抜粋です。詳細は、「函館市地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）」を参照してください。

※ このほか、有料老人ホームとして届出をする場合は「函館市有料老人ホーム設置運営指導指針」等に、サービス付き高齢者向け住宅として登録する場合には「函館市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する事務取扱要領」等の基準に適合するようにしてください。

（人員配置基準）

職種	配置基準			
(1) 管理者	・専従（管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務または同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事可）			
(2) 生活相談員	・1以上（1人以上は常勤） ※ サテライト型の場合、本体施設の生活相談員によるサービス提供が双方の入所（入居）者に適切に行われると認められるときは当該職員を置かないことができる。			
(3) 看護職員・介護職員	・合計数：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上			
	<table border="1"> <tr> <td>看護職員</td> <td>・常勤換算方法で1以上（1人以上は常勤。） ※ サテライト型の場合、常勤換算方法で1以上の場合は非常勤でも可</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>・常に1人以上（1人以上は常勤） ※ サテライト型の場合、常勤換算方法で1以上の場合は非常勤でも可</td> </tr> </table>	看護職員	・常勤換算方法で1以上（1人以上は常勤。） ※ サテライト型の場合、常勤換算方法で1以上の場合は非常勤でも可	介護職員
看護職員	・常勤換算方法で1以上（1人以上は常勤。） ※ サテライト型の場合、常勤換算方法で1以上の場合は非常勤でも可			
介護職員	・常に1人以上（1人以上は常勤） ※ サテライト型の場合、常勤換算方法で1以上の場合は非常勤でも可			
(4) 機能訓練指導員	・1以上（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者） ・当該施設の他の職務に従事可 ※ サテライト型の場合、本体施設の生活相談員によるサービス提供が双方の入所（入居）者に適切に行われると認められるときは当該職員を置かないことができる。			
(5) 計画作成担当者	・介護支援専門員：専従で1以上 ・利用者の処遇に支障がない場合は当該施設の他の職務に従事可 ・併設事業所の介護支援専門員により利用者の処遇が適切に行われるときは、置かないことができる。 ※ サテライト型の場合、本体施設の生活相談員によるサービス提供が双方の入所（入居）者に適切に行われると認められるときは当該職員を置かないことができる。			

※ 生活相談員、看護職員および介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事可

※ サテライト型の場合は、職種により緩和基準が設けられていますので留意願います。

(設備基準等)

- 耐火建築物または準耐火建築物
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること
- 一時介護室・浴室・便所・食堂および機能訓練室を有すること
- その他

設備・備品等	基準
(1)介護居室	・定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人） ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること ・地階に設けないこと ・出入口は、避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面していること
(2)一時介護室	・介護を行うために適当な広さであること
(3)浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適していること
(4)便所	・居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えること
(5)食堂・機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さであること
(6)その他	・利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造であること ・介護上必要な設備を備えること（介護用ベッド等）

(介護報酬)

1日につき (単位)

要介護1	533
要介護2	597
要介護3	666
要介護4	730
要介護5	798

加算

個別機能訓練加算	12 単位/日
医療機関連携加算	80 単位/月
夜間看護体制加算	10 単位/日
認知症専門ケア加算	3~4 単位/日
サービス提供体制加算	6~18 単位/日
介護職員処遇改善加算	

所定単位数の2.72~6.1%相当の単位/日

5 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、通い・訪問・宿泊サービスに加え、医療ニーズに対応した訪問看護サービスを一体的に提供します。

※ 以下の基準は抜粋です。詳細は、「函館市地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 25 号）」を参照してください。

（人員配置基準）

人員	配置基準
(1) 代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> a 特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者 b 保健医療サービス・福祉サービスの経営経験者 c 保健師または看護師 ※a, b については、「認知症対応型サービス事業開設者研修」修了者
(2) 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専従で常勤（管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務または同一敷地内にある他の事業所・施設等もしくは当該施設に併設する施設（認知症対応型共同生活介護事業所，地域密着型特定施設，地域密着型介護老人福祉施設等）の職務に従事可） ・ 次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> a 3年以上認知症である者の介護経験を有し研修を修了した者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了者 b 保健師または看護師
(3) 介護職員， 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所サービス（日中）～常勤換算方法で利用者 3 人に対し 1 以上 ・ 訪問サービス（日中）～常勤換算方法で 2 以上 ＜看護職員＞ ・ 常勤換算方法で 2.5 人以上（1 以上は常勤の保健師または看護師） ・ 通所および訪問の各サービスで 1 名以上
(4) 夜勤・宿直職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間帯を通じて各 1 以上
(5) 介護支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従 ・ 看護小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の終了者 ・ 利用者の処遇に支障がない場合は当該施設の他の職務または当該施設に併設する施設（認知症対応型共同生活介護事業所，地域密着型特定施設，地域密着型介護老人福祉施設等）の職務に従事可（管理者との兼務可，非常勤可）

※ 認知症対応型共同生活介護事業所，地域密着型特定施設，地域密着型介護老人福祉施設に併設する場合，双方の人員基準等をともに満たしているときは兼務可能（同一時間帯で職員の子き来を認める）

（定員等）

○登録定員～29人以下

○利用定員～通いサービス：18人まで，宿泊サービス：9人まで

(設備基準等)

- 居間，食堂，台所，宿泊室，浴室，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に必要な設備および備品を備えること。
- 設備は専ら当該看護小規模多機能型居宅介護サービスの事業に供すること。
- その他

設備・備品等	基準
(1)居間・食堂	・機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること
(2)宿泊室	・定員：1人（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人） ・床面積：7.43㎡以上（病院または診療所で定員が1人の場合は6.4㎡以上とすることができる）
(3)立地場所	家族等との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から，住宅地等に立地すること

(介護報酬)

【同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合】

1月につき (単位)

要介護1	12,341
要介護2	17,268
要介護3	24,274
要介護4	27,531
要介護5	31,141

加算

- 緊急時訪問看護加算 540 単位/月
- 特別管理加算 500 単位/月
- ターミナルケア加算 2,000 単位/月
- 訪問看護体制強化加算 2,500 単位/月
- 総合マネジメント体制強化加算 1,000 単位/月
- サービス提供体制加算 350～640 単位/月
- 介護職員処遇改善加算
所定単位数の3.36～7.6%相当の単位/月